当 座 預 金

１．商品名	・当座預金
２．販売対象	・法人および個人の方 但し、当座預金の開設には当金庫の審査があります。
３．期間	・期間の定めはありません。
４．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・随時お預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
５．払出方法	・随時払い戻しできます。（小切手を使用してください。） ・手形・小切手の金額の一部払戻しはできません。
６．利息 （１）適用金利 （２）過振り損害金	 ・無利息 ・支払資金を超えて手形・小切手等の支払いをした場合には、当金庫から請求があり次第、ただちにその不足分を支払っていただきます。 ・損害金の割合は年１０．５％（日割計算） ・過振り損害金の決算日は、毎年３月・９月の金庫所定の日です。
７．税金	―
８．キャッシュカードの利用と手数料	―
９．付加できる特約事項	・公共料金等の自動口座振替口座としてご利用いただけます。
10．中途解約時の取扱い	―
11．金利情報の入手方法	―
12．苦情処理措置紛争解決措置	＜苦情処理措置＞本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部法務管理課（９時～１７時、電話：03-3617-0548）にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 東京弁護士会　　（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部法務管理課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。

13. その他参考になる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。利息が付かない等の条件を満たしているため全額保護の対象となります。 ・当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ・手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料を頂いて交付しております。 ・解約時には、交付した手形・小切手用紙を回収いたします。